

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(税込)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額(税抜)		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
国道432号 菅原広瀬バイパス2工区社会資本整備総合交付金(改良)(補正)工事施工監理等業務委託	R7.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	4,236,100	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		
掛合上阿井線 松映橋道路メンテナンス事業補助工事施工監理等業務委託	R7.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	3,005,200	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		
出雲三刀屋線上塩冶工区社会資本整備総合交付金工事 施工監理等業務	R7.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	5,988,400	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		
和木波子海岸県単河川修繕事業(災害関係)工事施工監理業務	R7.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	6,185,300	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		
島根県土木部職員研修業務委託	R7.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	11,246,400	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターはその設立目的及び事業内容に合致しており、当法人以外では適切に業務を実施できる法人がないため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		
住宅管理システムと財務会計システムのデータ連携に係る業務委託	R7.4.1	株式会社テクノプロジェクト代表取締役 松江市学園南2丁目10-4	3,326,400	第167条の2第1項第2号	契約相手先以外に当該委託業務を遂行できるものはないため。	-	-	建築住宅課	
						-	-		
						-	-		
公益社団法人全国公営住宅火災共済機構火災共済	R7.4.1	公益社団法人全国公営住宅火災共済機構理事長 東京都港区虎ノ門2-3-17	8,871,712	第167条の2第1項第2号	県有建物等の災害共済委託要綱2委託契約(2)の規定に基づく。	-	-	建築住宅課	
						-	-		
						-	-		
住宅施策情報提供等事業業務委託	R7.4.1	(一財)島根県建築住宅センター 松江市東本町2丁目60番地すまみちプラザ2階	7,145,600	第167条の2第1項第2号	県民に対して必要な住情報を幅広く、総合的に提供できる唯一の団体であるため。	-	-	建築住宅課	
						-	-		
						-	-		
特殊建築物等定期報告に関する事務委託	R7.4.1	一般財団法人島根県建築住宅センター 松江市東本町2丁目60番地	2,684,000	第167条の2第1項第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないため。	-	-	建築住宅課	
						-	-		
						-	-		

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(税込)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額(税込)		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和7年度道路交通情報提供業務委託	R7.4.1	公益財団法人 日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	15,458,300	第167条の2第1項第2号	契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき。	-	-	道路維持課	
令和7年度鳥根県地価調査業務	R7.4.1	公益社団法人鳥根県不動産鑑定士協会 松江市母衣町55-4	20,600,580	第167条の2第1項第2号	地価公示同様、契約内容に公共性があり、不動産の鑑定業務を行う不動産鑑定士が加入している当該公益法人でなければ実施できないため。	-	-	用地対策課	
令和7年度開発協議業務委託	R7.4.1	鳥根県土地開発公社 松江市古志原町4-1-1	5,207,600	第167条の2第1項第2号	当該公社は公共事業及び土地開発において長年の実績と知見がある。開発協議において起業者の計画を事前に知ることになるが、他に類似の公共的団体はなく、当該公社でなければ実施できないため。	-	-	用地対策課	
令和7年度 CADソフトウェア保守業務委託	R7.4.1	川田テクノシステム(株) 東京都千代田区神田須田町1-25	2,431,000	第167条の2第1項第2号	当該システムの開発者でしか保守業務に対応できないため。	-	-	技術管理課 (企画調査係)	
令和7年度鳥根県公共土木施設点検・診断技術支援業務	R7.4.16	公益財団法人鳥根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	3,929,200	第167条の2第1項第2号	特定者でなければ納入できないため(委託先との事前協定に基づき、県・市町村職員が技術力向上に繋がる支援を受けるため)	-	-	技術管理課 (建設DX推進室)	
令和7年度山陰道開通後の高速道路ネットワークを利用した周遊観光促進の戦略検討業務	R7.4.8	特定非営利活動法人 地域・観光情報総合研究所 東京都文京区湯島三丁目2-14-1304	2,552,000	第167条の2第1項第2号	当該が運用するアプリを構築した業者であり、アプリ利用者の位置情報データ等の使用が可能な唯一の業者であるため。	-	-	高速道路推進課	
多目的クレーン修繕(走行装置油圧シリンダ)	R7.4.14	株式会社三井E&S 東京都中央区築地5丁目6番4号	2,356,200	第167条の2第1項第2号	当該設備の修繕は製作会社の専門技術や独自技術等、その構造及び状態を熟知し、整備のための講習を受けている者でなければ不可能であること及び異常時に早期対応ができる者は相手先事業者のみであるため。	-	-	浜田港湾振興センター	
西郷港・別府港・来居港エレベーター保守点検管理業務	R7.4.1	三菱電機ビルソリューションズ(株)中国支社 広島市中区中町7-22 住友生命広島平和大通りビル	3,115,200	第167条の2第1項第2号	西郷港上屋・別府港上屋・来居港上屋に設置のエレベーターは、3基とも三菱電機ビルソリューションズが設置したものである。本業務では各エレベーターの安全運転を確保するため、24時間の遠隔監視と故障時の自動通話(閉じ込め時等の直接通話)を行う必要があり、対象エレベーターの情報センターを有する本業者以外の業者では業務を行うことが不可能であるため、三菱電機ビルソリューションズ(株)と随意契約とした。	-	-	隠岐支庁県土整備局	

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(税込)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額(税抜)		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
来居港旅客上屋管理委託業務	R7.4.1	知夫村 隠岐郡知夫村1065	4,631,000	第167条の2第1項第2号	来居港旅客上屋の管理業務については、知夫村内に清掃を委託できる業者がいない。島外の業者と契約を行うと海上時化等によるフェリー、内航船の運航状況により業務を行うことができない。このことから、業務の確実な履行が可能である知夫村役場との随意契約とした。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
隠岐空港除草業務委託	R7.4.9	隠岐の島町 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	9,102,970	第167条の2第1項第2号	隠岐空港除草業務に関する協定書(平成19年4月12日締結)に基づき、隠岐の島町と随意契約とした。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
隠岐空港PBB保守点検業務	R7.4.1	三菱重工交通・建設エンジニアリング(株) 広島市安佐南区長楽寺2丁目12番1号	2,640,000	第167条の2第1項第2号	隠岐空港のPBBは、航空機へ接続を行い乗客の通路となる機器であり、制御・データソフトウェアシステムも含まれている隠岐空港に調整を施された特殊な機器であることから、システムを設計した「三菱重工交通・建設エンジニアリング(株)」でなければ、点検及び修理することができないため本業者を選定した。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 港湾工事市場単価(隠岐地区)調査業務	R7.5.2	一般財団法人 経済調査会 中国支部 広島県広島市中区基町13番13号	2,497,000	第167条第2第1項第2号	本業務は県独自で隠岐地区の港湾工事市場単価を設定する必要があり、該当業務を実施可能な唯一の業者であるため。	-	-	技術管理課 (土木設計基準係)	
						-	-		
						-	-		
多目的クレーン修繕(引込ブレーキ)	R7.5.26	株式会社三井E&S 東京都中央区築地5丁目6番4号	3,626,700	第167条の2第1項第2号	当該設備の修繕は製作会社の専門技術や独自技術等、その構造及び状態を熟知し、整備のための講習を受けている者でなければ不可能であること及び異常時に早期対応ができる者は相手先事業者のみであるため。	-	-	浜田港湾振興センター	
						-	-		
						-	-		
バックオフィス業務説明会・経営者セミナー企画運営業務委託	R7.6.6	公益財団法人島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	2,970,000	第167条の2第1項第2号	①(公財)島根県建設技術センターは、当説明会・セミナー実施に当たって、実施内容に対するアドバイス等を行うことができる専門的知識を持つ職員を有する法人である。 ②(公財)島根県建設技術センターは、島根県内の地方公共団体が施工する建設事業の適切かつ効率的な執行支援をするとともに、建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与することを目的として設置された法人である。平成23年4月1日に公益財団法人へ移行し、その定款第4条において「建設技術に関する研修、講習および指導」を公益目的事業として位置づけている。 以上のことから、当説明会・セミナー業務を委託する法人として(公財)島根県建設技術センターはその設立目的及び事業内容に合致しており、また当法人以外では適切に業務を実施できる法人がないため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(税込)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額(税抜)		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和7年度 島根県道路情報システム観測局保守点検業務	R7.6.6	西日本電信電話株式会社島根支店 松江市東朝日町102番地	2,922,700	第167条の2第1項第2号	当システムの障害対応や保守管理にあたっては、サーバやネットワークを含めたシステム全体の特性を十分に理解し、最新の技術情報を入手することができ、即時の対応サポートができる業者でなければならないため。	-	-	道路維持課	
						-	-		
						-	-		
島根県道路情報システム 観測局～データセンター 回線整備業務	R7.6.12	西日本電信電話株式会社島根支店 松江市東朝日町102番地	40,673,160	第11条第1項第1号	システムの仕様、ネットワーク及び通信機器の構成、設定情報、日々の運用状況等に十分精通し、確実に作業が行える業者でなければならないため。	-	-	道路維持課	
						-	-		
						-	-		
島根県公共土木施設維持管理システム(第2期システム) サービス設定変更業務	R7.6.13	日本電気株式会社 山陰支店 鳥取県米子市東町171番地	2,059,200	第167条の2第1項第2号	本システムの開発者である日本電気株式会社山陰支店のみがサービス設定変更作業を実施可能なため。	-	-	技術管理課 (建設DX推進室)	
						-	-		
						-	-		
来居港旅客乗降施設保守点検業務	R7.6.10	(株)四柳 大阪府大阪市此花区四貫島2丁目24-10	3,080,000	第167条の2第1項第2号及び島根県会計規則運用通知第66条第1項第2号(エ)	本委託対象業務は、来居港旅客乗降施設の保守点検を定期的実施するもので、旅客乗降施設(ギャングウェイ)は、その設置業者が独自の技術を駆使して設置した専門機械である。このため、定期点検についても本施設の設計、仕様等を熟知し、その知識を有する当該設置業者でなければ適切な実施ができない。したがって、平成30年にこの旅客乗降施設を設置した業者との随意契約としたい。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
西郷港旅客乗降施設保守点検業務	R7.6.12	(株)四柳 大阪府大阪市此花区四貫島2丁目24-10	9,515,000	第167条の2第1項第2号及び島根県会計規則運用通知第66条第1項第2号(エ)	本施設は設置業者が独自の技術を駆使して設置した専用機械で、定期点検、部品交換についても本施設の設計、仕様等を熟知し、その知識を有する当該設置業者でなければ適切な実施ができないため、平成22年にこの旅客乗降施設を設置した本業者を選定する。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
浜田港福井地区 荷捌機械(リーチスタッカー)保守点検業務	R7.7.30	日本キャピラー合同会社 浜田営業所 浜田市治和町口-183	3,973,687	第167条の2第1項第2号	浜田港における取扱コンテナの種類等も考慮し設計された特殊機械であり、その構造・状態に精通し、保守点検を実施できるのは契約者のみであるため。	-	-	浜田港湾振興センター	
						-	-		
						-	-		